

【よくある質問】

質問		回答
九州ふっこう応援割とは。		熊本県をはじめとする九州地方全域において観光需要を喚起するため、九州地方における一泊以上の旅行・宿泊商品を対象に旅行・宿泊料金の割引支援を実施いたします。 ・割引対象:九州地方における一泊以上の旅行・宿泊商品 ・割引対象期間:令和8年10月1日(木)宿泊分以降 ・割引率:宿泊料金の50%(熊本・鹿児島県は60%) ※割引上限額: ① 宿泊単体商品・交通付宿泊旅行商品(1泊):20,000円 ② 交通付宿泊旅行商品(2泊以上):30,000円 ③ 周遊型旅行商品(宿泊地が2県以上):35,000円
九州ふっこう応援割～みやざき割キャンペーン～とは。		上記同様九州地方全体の観光復興をいち早く遂げるため、地元の意見を踏まえつつ、国内旅行者等を対象とした旅行・宿泊料金の割引支援を実施し、観光需要を喚起します。【九州ふっこう応援割 みやざき割キャンペーン】と【ひなタビみやざき宿泊キャンペーン】は別事業となります。
NO#	質 問	回 答
1	キャンペーンについて問い合わせをする窓口はどこですか。	九州ふっこう応援割～みやざき割キャンペーン～コールセンターを用意しています。 電話番号:050-3669-2486 受付時間:9:15～17:00(土・日・祝日も営業) ※「宿泊施設、旅行会社の商品内容や予約手配」、「ひなタビみやざき宿泊キャンペーン」、「観光(地)案内」のお問い合わせは受け付けておりません。
2	どこに予約申し込みをすればよいですか。	キャンペーンに参画登録している宿泊施設に直接予約(予約後、要STAYNAVI入力)、もしくはOTAを含む旅行事業者で申し込みます。ただし宿泊を伴う交通付旅行商品と周遊型旅行商品(宿泊地が2県以上)は旅行事業者のみからの申し込みになります。
3	利用者が宿泊・旅行を申し込む際にすることはありますか。また宿泊施設や旅行者はどのような対応をするのですか。	利用者は予約時に「九州ふっこう応援割みやざき割キャンペーン」の割引適用商品で予約をしたい旨の意思表示をし、宿泊施設又は旅行事業者は割引適用商品での予約可否を利用者へ伝達する必要があります(旅行事業者は宿泊施設に対しても対象予約と対象者の通知をする必要があります)。
4	利用者がチェックインの際にすることはありますか。	チェックイン時に宿泊施設から提示される「利用申請書」内容確認をし、署名欄へ利用(代表)者に署名をしていただきます。
5	訪日外国人も当キャンペーンを利用できますか。	在留、訪日にかかわらず利用可能です。
6	予約期間はいつからですか。	予約開始日はOTAが令和8年9月25日(金)から、宿泊施設・旅行事業者は令和8年9月28(月)以降に準備が整った施設から順次取扱開始となります。取扱いが変更になる場合がありますので、最新情報は「九州ふっこう応援割～みやざき割キャンペーン～」公式ホームページにてご確認下さい。
7	九州ふっこう応援割～みやざき割キャンペーン～の受付終了は予約日順ですか、それとも宿泊日順ですか。	予約日順です。予算がなくなった宿泊施設又は旅行事業者から順次受付を終了いたします。
8	利用期間(対象となる宿泊期間・旅行期間)はいつからいつまでですか。	令和8年10月1日(木)宿泊分から12月25日(金)宿泊分までとなります(12月26日チェックアウトまで)。
9	『1旅行』とは。	宿泊施設直接販売・旅行会社の宿泊のみの商品は宿泊施設に最初の宿泊のチェックインからチェックアウトまでとし、旅行会社の交通付商品は集合(駅・空港など)場所から解散(駅・空港など)場所までとします。
10	割引額の計算の仕方について詳しく知りたい。	「1旅行」を構成する全員の宿泊代金・旅行代金総額を基本代金として計算します。 ①「1旅行」の宿泊代金・旅行代金総額に対して50%を乗じます。 ②「1旅行1人あたり」の補助上限額を宿泊・旅行の合計人数で乗じます。 【補助上限額】 ・宿泊サービス単体商品 20,000円 ・宿泊を伴う交通付旅行商品(1泊) 20,000円 ・宿泊を伴う交通付旅行商品(2泊以上) 30,000円 ・周遊型旅行商品(宿泊地が2県以上) 35,000円 ③上記①と②のうち、低い方の金額を実際の割引額とします。
11	複数名で宿泊・旅行を予約した場合の計算はどのようにになりますか。	「1旅行」を構成する全員の宿泊代金・旅行代金総額を基本代金として計算します。 具体的な計算方法はQ10の回答になり、記載手順は①～③となります。
12	連泊制限はありますか。例えば3泊以上の連泊の予約を行った場合の上限額は。	連泊制限はありませんが、Q11と同様にQ10の回答の記載手順①～③となります。
13	同一もしくは異なる宿泊施設にて連泊を計画中です。1泊ずつ異なる予約経路(宿泊施設直販、OTA、旅行会社)を活用し予約することはできますか。	多くの方々にご利用いただけるよう【1旅行】内に複数の宿泊予約をすることはおやめください。同一または異なる宿泊施設において連泊にもかかわらずチェックイン、チェックアウトが繰り返された予約は後日審査の対象とさせていただきます「利用申請書」内に掲載させていただいているように事情聴取などご協力いただき、内容の如何によっては返金していただく事ございます。
14	利用回数の制限はありますか。	回数制限は設けていないため、何度でも利用可能ですが、Q13同様多くの方々にご利用いただけるよう【1旅行】内に複数回の宿泊予約はおやめください。
15	割引額算出の基となる宿泊代金・旅行代金は税込価格か税抜価格か。	税込価格になります。
16	入湯税や宿泊税などは割引対象となりますか。	対象外となり、別途宿泊施設にお支払いください。
17	宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行った費用も割引対象となりますか。	割引対象外です。商品に含まれている物品・サービスは割引対象となります。 (例)1泊朝食付宿泊商品として申し込み、宿泊施設滞在時に夕食を追加で注文した場合 ○朝食代を含めた宿泊代金は割引対象です。 ×現地で追加した夕食代金は割引対象外です。 なお、「商品に事前に含まれている物品・サービス」と「現地で追加した物品・サービス」をまとめて支払う場合であっても、割引対象となるか否かの考え方は同一となります。
18	子供や乳幼児は割引対象となりますか。	有料・無料に関係なく割引対象となり参加人数に数えます。
19	割引額の算出における端数の処理は具体的にどのようにになりますか。	1円未満を切り捨てます。
20	予約期間よりも前に予約された宿泊・旅行商品(既存予約)は割引対象になりますか。	予約期間よりも前(OTAは令和8年9月25日(金)より以前)、宿泊施設直接販売・旅行会社は販売開始日が異なり一律ではありませんが予約開始日以前に予約された宿泊(旅行)は 対象外になります。
21	本事業の対象とするため既存予約記録を一旦取消し、新規で予約(取り消し後の再予約)をしたいが、既に取消料が発生する。取消料は負担してもらえますか。	取消料は負担いたしません。また取り消したことにより宿泊施設を再確保ができるか分かりません。
22	本人確認をする必要がありますか。	本人確認のためチェックイン時に「利用申請書」内容をご確認いただき署名をしていただきます。グループの場合は代表者が署名をしていただきます。

23	(旅行事業者経由の団体予約の場合)本人確認は宿泊施設が行うのですか、それとも旅行事業者が行うのですか。	宿泊施設がチェックイン時に代表者に署名していただきます。代表者のいない募集型ツアーの場合は個別で署名していただきます。
24	本人確認をする理由は。	下記の理由からです。 ・なりすまし(予約者と実際の宿泊者本人が異なる)を抑止するため。 ・虚偽申請を抑止するため「利用申請書」に署名すること。 ・利用者実態を把握するため。
25	カラオケ利用を含んだ商品は割引対象となりますか。	割引対象となります。
26	公費による出張は割引対象となりますか。	納税者からの税金を基に行われる行政機関等の公費出張については、割引対象外です。
27	企業の出張案件等のビジネス利用は割引対象となりますか。	営利活動を行う出張は対象外になり、また企業名の領収書発行、ビジネスバック・ビジネスカードの利用等も割引対象外です。ただし福利厚生を利用するものは対象とするが、企業名の領収書発行の但書きに「福利厚生のため利用」など一文を記述いたします。
28	修学旅行を含む教育旅行は割引対象となりますか。	予約日が9月28日以降の新規予約で事業者の予算内であれば割引対象となります。ただし教員、学校関係の職員は対象外になります。
29	大会への参加目的の宿泊・旅行は割引対象となるか。	割引対象となります。 ただし、次に定める特定の全国大会についてのみ、参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による大会への出場およびその運営や補佐を目的とした宿泊(旅行)は、大会運営側から宿泊箇所が指定されること等を事由として「宿泊(旅行)全体」が割引対象外です。 ・国民体育大会 ・全国障害者スポーツ大会 ・全国高等学校総合体育大会(インターハイ) ・全国中学校体育大会(全中) ・全国健康福祉祭(ねんりんピック) ・全国植樹祭 ・全国育樹祭 ・全国豊かな海づくり大会(豊漁祭) ・全国高等学校総合文化祭(高校総文祭) ※参加者の応援をするために個人として予約される宿泊(旅行)は通常通り割引対象です。 (例)大会本部外の応援団(保護者、ベンチ外部員、学校関係者等)、見学者等
30	旅行者が手配をした旅行商品(サービス)は割引対象となりますか。	割引対象外です。事前に宿泊施設・旅行事業者へ予約・支払いした商品に含まれているものが割引対象となります。 (例) ×旅行目的地でのタクシーを旅行者が個人で手配。 ○事前に旅行事業者へ予約・支払いした商品に含まれたタクシー観光。
31	宿泊施設の日帰りプラン(食事+入浴等)やデユースは割引対象になりますか。	割引対象外です。
32	宿泊代金・旅行代金を各種ポイントやマイル、ギフト券、プレミアム商品券・ふるさと納税旅行券等で支払うことは可能ですか。	個人が保有するポイント類、ギフト券等、名称の如何を問わず、「利用者個人に付帯するもの」等で支払うことは可能です。
33	「九州ふっこう応援割～みやぎき割キャンペーン」以外の割引制度(各市町村の独自割引等)を併せて適用したいが割引額はどう計算するのですか。	市町村の独自割引分を総額から先に引き、残った金額を基本宿泊代金として計算します。 【市町村の独自割引等を併用する場合の計算例】 10,000円の宿泊で、市町村が3,000円引きする場合 割引額:(10,000円－3,000円)×50%=3,500円
34	宿泊施設や旅行事業者が独自に割引クーポンを発行する場合、割引額はどう計算するのですか。	割引クーポン相当額を差し引いた金額を基本宿泊代金として計算します。 【割引クーポン等を併用する場合の計算例】 10,000円の宿泊で、1,000円の割引クーポンを利用する場合 割引額:(10,000円－1,000円)×50%=4,500円
35	宿泊商品・旅行商品に含まれないものは何ですか。	下記は割引対象とする宿泊商品・旅行商品に含めることはできません。 ◆現金および現金同等に扱われる金券、換金目的又は換金性の高いもの ○現金およびQuoカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等(紙・デジタルを問いません) ただし、次の(ア)～(ウ)の全てを満たすものに限っては商品に含めることが可能です。 (ア)使途となる物品またはサービスが、券面に記録されたもの (イ)使途が具体的に特定されている、または、限定された複数の使途の中からひとつ選択して利用するもの (ウ)宿泊・旅行期間内に目的地でのみ利用できるもの ○収入印紙や切手
36	割引対象だったものが割引対象外になるのは具体的にどのような場合ですか。	・チェックイン時に同意書に署名をいただけない(同意書に不備があるものも含む)。 ・予約商品が当キャンペーン対象外のものや既定された予約手順がなされていないもの。 ・予約がキャンセルとなった場合(キャンセル料は利用者の負担)。 ・予約が残っており、当日連絡なしでキャンセルした場合(支払いが済んでいる場合も含む)。
37	対象商品の予約後・購入後に割引対象外になった場合の対応は。	既に代金支払済の場合は割引相当額をお支払いいただきます。
38	宿泊施設への直接予約でチェックアウトの精算の時点で補助金申請でも良いですか。	チェックアウト時の補助金申請は認められません。補助金適用は「事前に確定した」宿泊代金・旅行代金に対して行うことが条件としております。
39	九州地区以外の県を含む旅行については割引対象となるか。	九州(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県)以外の宿泊地を含む旅行は対象外となります。なお、交通付宿泊旅行商品においては宿泊以外の立ち寄り先として九州以外を含むことは問題ございません。
40	宿泊を伴う交通付旅行商品の対象となる「交通」の判断基準について知りたい。	宿泊施設での宿泊と合わせて一つの旅行として予約された運送サービスが次に設定する判断基準を満たした場合、宿泊を伴う交通付旅行商品となります。 ◆航空機:遊覧飛行は対象外 ◆有料列車(JR・私鉄):全ての車両が追加の料金を必要とするもの(運賃のみの列車は対象外) ◆乗合バス(路線バス、定期観光バス、高速バス等):スクールバスや無料送迎は対象外 ◆貸切バス:道路運送法に規定される一般貸切旅客自動車運送事業用に供されるバス ◆タクシー・ハイヤー:旅行者が自ら手配したものは対象外 ◆船舶:人の運送を行っていれば、旅客船のみならず貨物船も対象
41	運送サービスの定義はどのようなものですか。	「運送サービス」とは、対価(運賃)を得て、場所的な移動を伴い旅客を輸送するサービス(日本においては一般的に鉄道、バス、船舶、航空機、タクシー等の各運送事業法に基づき提供されるべきサービス)を指します。そのため高速道路料金、自らが運転する自家用車やレンタカーは運送サービスには該当しません。
42	片道利用でも宿泊を伴う交通付旅行商品の対象となりますか。	片道利用でも対象になります。 1旅行予約単位で基準を満たした「交通」が1つ以上含まれていれば、交通付の上限額(1旅行1人あたり1泊20,000円、2泊以上30,000円)が適用されます。旅行期間内であれば、往路・復路・旅行中など利用のタイミングは問いません。
43	「交通」の着地と宿泊地のエリアが異なる場合、宿泊を伴う交通付旅行商品の対象となりますか。	旅行期間中に基準を満たした「交通」が一つ以上含まれていれば、どの区間で利用されていても宿泊を伴う交通付旅行商品となり「交通」の着地と宿泊地が一致する必要はありません。
44	宿泊を伴う交通付旅行商品について鉄道の基準となる「有料列車」とはどういったものですか。	新幹線や有料特急など列車全体に対し(全乗客に対し)運賃以外の料金がかかる列車のことです。そのため運賃以外の料金が一部の車両・座席にのみ生じるものは対象外です。 (例) ×首都圏エリアのJR普通列車のグリーン車自由席 同路線を同料金で運行する列車であり席種が同一でも利用便によっては対象外となる場合がありますのでご注意下さい。

45	観光列車は宿泊を伴う交通付旅行商品の対象となりますか。	列車全体に運賃以外の料金がかかるものは対象となります。
46	全車指定席の列車は宿泊を伴う交通付旅行商品の対象となりますか。	Q45同様、列車全体に運賃以外の料金がかかるものは対象となります。
47	旅行者自身で運送サービスを手配し、宿泊施設と併せた旅行は対象になりますか。	対象になりません。旅行事業者が手配をする運送サービスと宿泊施設を合わせた交通付旅行商品が対象です。
48	貸切バスの定義は。	道路運送法に規定される一般貸切旅客自動車運送事業の用に供されるバスを指します。
49	定期観光バスの貸切利用は貸切バスに含まれますか。	含まれません。 道路運送法に規定される一般乗合旅客自動車運送事業の用に供される定期観光バスの座席を全席予約して利用しても貸切バスにはなりません(あくまで座席の買取であり、貸切バスの要件を満たしません)。
50	乗合バスとはこういったバスを指すのですか。	一般乗合旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客輸送であって福祉輸送ではないものを指します。
51	夜行バスの利用単体で宿泊を伴う交通付旅行商品の対象となりますか。	夜行バスでの1泊は宿泊の扱いとはならないため、単体としては対象外です
52	ヘリコプターは宿泊を伴う交通付旅行商品の対象となりますか。	対象となります。ただし、発着地が同一の遊覧飛行は対象外です。
53	気球は宿泊を伴う交通付旅行商品の対象となりますか。	対象になりません。航空法に規定する航空機ではないためです。
54	各種運送サービスの距離・時間制限などはありますか。	旅行事業者が旅行開始前に手配している運送サービスであれば、距離・時間制限はありません。
55	周遊型旅行商品とはどのようなものですか。	旅行事業者により運送サービスが手配され、かつ九州地方(福岡県・長崎県・佐賀県・熊本県・鹿児島県・大分県・宮崎県)へ複数県宿泊する旅行を指します。行程内に九州地方以外の宿泊地を含む旅行商品は対象外となります。
56	周遊型旅行商品について、自家用車で移動し、複数の九州地方の宿泊施設に泊まる場合は対象となるか。	旅行事業者により出発前に運送サービスが手配されている必要があるため、自家用車で移動する場合は対象外です。
57	民泊は対象になりますか。	対象になりますが、今回の九州ふっこう応援割みやざきにおいてはOTAからの予約のみとなります。
58	STAYNAVIの登録はどのブラウザを利用したほうが良いですか？	STAYNAVIの登録には、Google Chrome(グーグル クローム)の利用が最も推奨されています。
59	宿泊予約の流れについて教えてください。	旅行者は宿泊施設の公式サイトまたは電話にて予約後、「STAYNAVI」にご自身で登録し、必要事項を入力いたします。これによりシステムからクーポンが発行されるので旅行者はそれをもってチェックイン時に提示をしていただきます。「STAYNAVI」の登録がない宿泊施設は電話にて代理登録をご依頼ください。
60	STAYNAVIで精算額(総合計金額)を誤って登録してしまった。修正はできますか？	クーポンの取得前、取得後で操作方法が変わります。 **クーポン取得前** まだ情報入力段階なので、画面を戻っていただくなどし、正しい情報の再入力をお願いいたします。 **クーポン取得後** クーポンの再取得を行ってください。 クーポンの再取得後に、間違ったクーポンのキャンセルをしてください。
61	対象施設の予約が完了したがクーポンを取得を試みたが施設が表示されない。	まずご申告の施設が対象か否かを事務局HPにてご確認ください。 対象施設でSTAYNAVIに出てこない場合下記が考えられます。 ・対象施設がまだSTAYNAVIへの登録、処理が終わっていない。 ・対象施設はSTAYNAVIへの登録・申請は終わっているが、STAYNAVI側でまだ申請のチェック、処理中の場合。 承認後、即時反映ではなく登録情報が正しいかなど再確認するため数日かかることもございます。 時間をあけてご確認くださいもしくはホテル側に直接ご確認くださいこととなります。
62	STAYNAVIへ登録するときに、総額のどこは値引き前の金額ですか。	割引前の元値を入力してください。
63	3連泊で予約し、STAYNAVIクーポンを取得しました。 旅行中に急遽2連泊になった場合どのようにすればよいか？	チェックイン前であれば、クーポンを再取得し2連泊のクーポンを取り直す。その後、3連泊のクーポンをキャンセルしてください。 チェックインや精算後の場合は旅行者自身では変更ができませんので、宿泊施設側に対しその旨を伝え、クーポン内容を3泊→2泊に変更してもらってください。 ※ホテル側管理画面にて、クーポン内容の修正ができます。
64	訪日外国人ですが、STAYNAVIへの入力で必須項目の代表者の都道府県に外国が含まれていないため選択ができません。どうしたらよいでしょうか？	選択に外国が含まれていないため、『宮崎県』を選択してください。ただし住所はご自身の居住地を入力してください。